

○放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則

平成18年6月27日
公安委員会規則第19号

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則をここに公布する。

放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令に関する規則

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 使用制限命令(第3条―第16条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第19条第1項の規定により読み替えて適用する道路交通法(以下「読替え後の道交法」という。)、道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第390号)、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第200号)第4条の規定により読み替えて適用する道路交通法施行令(以下「読替え後の道交令」という。)及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成16年内閣府令第97号)の規定に基づき、公安委員会が行う放置違反金納付命令に係る車両の使用制限命令の手續きに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「車両の使用者」とは、車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者をいい、法人の使用車両又は法人である自動車運転代行業者の使用車両(随伴用自動車を除く。)については、当該法人が車両の使用者として、道路交通法(以下「法」という。)第75条の2第2項又は読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。(第5号において同じ。)
- (2) 「自動車運転代行業者」とは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。
- (3) 「随伴用自動車」とは、自動車運転代行業の用に供される自動車のうち、代行運転自動車の随伴に用いられるものをいう。
- (4) 「放置違反金納付命令」とは、公安委員会が法第51条の4第4項の規定により放置車両と認め、当該車両の使用者に放置違反金の納付を命ずるものをいう。(次号において同じ。)
- (5) 「基準日」とは、公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。
- (6) 「使用制限」とは、法第75条の2第2項又は読替え後の道交法第75条の2第2項の規定により、公安委員会が車両(重被牽引車を含む。)の使用者又は自動車運転代行業者に対して、車両を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる処分をいう。
- (7) 「基準該当車」とは、法第75条の2第2項又は読替え後の道交法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両をいう。
- (8) 「基準本拠」とは、基準日における当該車両の使用の本拠の位置又は当該車両の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所をいう。

- (9) 「政令基準」とは、道路交通法施行令(以下「令」という。)第26条の8又は読替え後の道交令第26条の8に規定する使用制限に関する基準をいう。

第2章 使用制限命令

(放置駐車違反管理システムによる使用制限基準該当通報の受理)

第3条 交通指導課長は、警察庁から放置駐車違反管理システムにより、基準該当車について通報がなされた場合には、これを受理するものとする。

また、同通報後、放置違反金納付命令が取り消されたことにより、基準に該当しないこととなった場合における通報についても、同様に受理するものとする。

(使用制限基準該当性の確認)

第4条 交通指導課長は、通報された基準該当車に係る放置違反金納付命令書、使用制限書の写しを警察庁から取り寄せ、基準該当性に誤りがないか確認するものとする。

- 2 前項により、基準該当性に誤りがないことを確認した場合は、当該基準該当車の使用者、使用の本拠の位置等(自動車運転代行業の場合、当該基準該当車の使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所の所在地等)について、変更されていないかどうか、自動車登録ファイル等を再確認するものとする。

(車両使用制限命令事案の報告)

第5条 交通指導課長は、車両使用制限命令に該当する事案(以下「処分事案」という。)について、速やかに車両使用制限命令事案報告書(別記第1号様式)を作成するとともに、関係書類を添えて、警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して公安委員会に報告しなければならない。

(処分事案の移送)

第6条 公安委員会は、前条の規定に基づく報告を受けた場合において、当該処分事案に係る車両の基準本拠が他の都道府県警察の管轄区域にあるときは、車両使用制限命令事案移送通知書(別記第2号様式)に関係書類を添えて、当該都道府県警察に移送するものとする。

(処分の量定)

第7条 公安委員会は、第5条の規定に基づく処分事案の報告を受け(前条の規定に基づき他の都道府県警察に移送したものを除く。)又は他の都道府県警察から処分事案の送付を受けたときは、政令基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

(報告及び資料の提出)

第8条 公安委員会は、処分事案を決定する場合において必要があるときは、法第75条の2の2第2項の規定により、車両の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。この場合において、公安委員会は、報告・資料提出依頼書(別記第3号様式)を車両の使用者の住居地を管轄する警察署長に送付して行うものとする。

- 2 前項の報告・資料提出依頼書の送付を受けた警察署長は、車両の使用者から必要な報告又は資料の提出を受けたときは、速やかに報告・資料提出結果報告書(別記第4号様式)により、本部長を経由して公安委員会に報告しなければならない。

(意見聴取)

第9条 公安委員会は、使用制限命令をしようとする場合において、当該命令に係る車両の使用者が自動車運送事業者等であるときは、車両の使用制限命令に関する意見照会書(別記第5号様式)により、鹿児島運輸支局長を経て九州運輸局長に対して意見聴取を行うものとする。

- 2 前項の意見聴取は、次の事項について行うものとする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定による自動車運送事業所の使用停止、事業の停止若しくは免許の取消し又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)の規定による第二種貨物利用事業所の停止、許可の取消しに係る処分の有無若しくはその予定
- (2) 前号の処分と重複して行うこととなる場合における処分期間の変更の要否
- (3) 輸送需要その他公共性を確保することとなる場合における処分時期の延期の要否
- (4) その他必要事項
(聴聞手続き等)

第10条 聴聞は、法第75条の2第3項において準用する第75条第5項から第8項、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の定めるところによるほか、次項により行うものとする。

- 2 交通指導課長は、聴聞を行う場合には、本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 3 聴聞は、第7条の規定に基づく処分の量定が終了後(前条の意見聴取を行った場合は、特別の事情のない限り当該行政庁の意見聴取後)、速やかに行うものとする。
- 4 聴聞の主宰者には、原則として警察職員(聴聞を主宰するについて必要な法律その他の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる警部以上の階級にある警察官又はこれと同等職以上の一般職員に限る。)を指名する。
- 5 聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、当該使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙(以下「反則告知等」という。)を受けていないかどうか確認し、反則告知等を受けている場合には、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されることとなるかどうか見極めなければならない。
- 6 使用制限命令を受ける対象となる車両の使用者(以下「当事者」という。)に聴聞通知書を送付(交付)したときは、受領書(別記第6号様式)を徴するものとする。
- 7 聴聞の期日及び場所の公示は、道路交通法に基づく聴聞の公告(別記第7号様式)に必要事項を記入し、警察本部の掲示板に掲示して行うものとする。

なお、当事者の所在が判明しない場合において、聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行うときは、当該通知を公示と兼ねて行うことができる。この場合の公示は、道路交通法に基づく所在不明者の公告(別記第8号様式)により行うものとする。

- 8 交通指導課長は、当事者からあらかじめ聴聞に出頭しない旨の申出があったときは、権利放棄書(別記第9号様式)の提出を受け、聴聞通知書(副本)とともに、速やかに本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(処分決定)

第11条 処分決定権者は、公安委員会とする。

- 2 交通指導課長は、処分決定権者の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないか再確認を行うこととし、取消しが行われていて、処分要件を欠くこととなる場合は手続きを打ち切るものとする。

なお、処分事案決定後に、当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるに至ったとしても、車両使用制限命令の効力に影響はない。

- 3 聴聞後、処分決定前に、処分対象車両の基準本拠が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に事案を送付するものとする。その際には、車両使用制限命令事案報告書の写し、処分量定に

関する意見について記載した書類、その他関係書類を送付するものとする。

なお、事案の送付を受けた公安委員会において、処分に先立ち、改めて聴聞を行うこととなる。

(処分執行)

第12条 処分執行は、処分対象車両の基準本拠を管轄する警察署長が行う。

- 2 交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案について、車両の使用制限書(別記第10号様式。以下「使用制限書」という。)を作成するものとする。

なお、使用制限書には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条(聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行い、かつ、被処分者が聴聞の期日に出頭しなかった場合にあっては、同法及び行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条)の規定による教示の文言を記載するものとする。ただし、使用制限書は命令をしたときに交付するものとされており、使用制限命令自体は非要式行為であるから、同書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はない。

- 3 交通指導課長は、処分対象車両の基準本拠を管轄する警察署長に対して、使用制限書及び道路交通法施行規則第9条の15で定める様式の標章(以下「運転禁止標章」という。)を送付するものとする。
- 4 前項の規定により使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた警察署長は、速やかに当該処分に係る車両の使用者(以下「被処分者」という。)に対して、使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章を貼り付けるものとする。
- 5 処分執行を行った警察署長は、車両使用制限処分執行報告書(別記第11号様式)により、本部長を経由して公安委員会に報告するものとする。
- 6 処分決定後、処分執行を行うまでの間に、対象車両の基準本拠が他の都道府県警察の管轄区域内に変更された場合は、変更先の都道府県警察に対し、車両使用制限処分執行依頼書(別記第12号様式)に使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。
- 7 処分の執行を依頼された都道府県警察において、処分執行が行われた場合、自動車使用制限処分執行通報書(別記第13号様式)により通報を受けるものとする。
- 8 交通指導課長は、処分を執行した事案の関係書類を3年間保存するものとする。

(運転禁止標章の除去等)

第13条 運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の基準本拠を管轄する警察署長が行うものとする。

- 2 警察署長は、運転禁止標章の除去申請が行われた場合においては、提出された標章除去申請書及び添付書類を審査し、申請者が申請に係る車両の使用について権原を有するものであり、かつ、当該車両を被処分者が使用することがないことを確認した場合に、当該標章を除去するものとする。
- 3 処分執行時に処分対象車両に貼り付けた運転禁止標章は、処分期間終了後に、処分執行した警察署長が担当職員をして取り除かせるものとする。

ただし、被処分者が十分反省し、命令を遵守すると見込まれる場合は、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせても差し支えない。

(処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙)

第14条 処分執行の際には、運転禁止標章の貼り付け状況及び処分対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に必要に応じて、運転禁止標章の貼り付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認を行うものとする。

- 2 対象車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合や、処分執行時と走行距離数に変化が

見られる場合等命令違反が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置を含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講ずるものとする。

なお、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して処分対象車両を運転し又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となる。

(警察庁への報告)

第15条 交通指導課長は、処分が決定されたとき及び処分執行を行ったときは、その旨及び処分の内容を放置駐車違反管理システムにより警察庁に報告するものとする。

(細目事項)

第16条 この規則の実施について必要な事項は、別に本部長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

鹿交指第 号

車両使用制限命令事案報告書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

鹿児島県警察本部交通指導課長 印

下記の者は、道路交通法第75条の2第2項の規定に基づく処分事案に該当すると認められるので報告する。

使用者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)	
使用者の住所	
車両の番号標の番号	
事案の内容 〔当該使用制限基準に該当することとなった放置違反金納付命令・使用制限歴の状況を記載〕	

(裏)

処 分 結 果									
使用制限該当等通報年月日	該当通報	年 月 日							
	中止通報	年 月 日							
放置違反金納付命令書・使用制限命令書の確認									
該当車両・使用者等の現認状況									
処分量定	日間	免除	年 月 日						
運輸支局の意見	照会書発出								
	照会先								
	意見								
聴聞の主宰者	所属	階級等			氏名				
放置違反金納付命令取消事由の確認①	確認日	年 月 日			取消事由の有無			有・無	
	告知等	年 月 日			反則金納付確認			有・無	
	内容								
聴聞通知年月日	年 月 日			(発出した日)					
聴聞公示年月日	年 月 日			(掲示した日)					
代理人・参加人・補佐人の出頭等									
聴聞期日・場所変更									
文書閲覧請求									
聴聞期日	年 月 日								
聴聞出席者									
陳述書及び証拠書類等の提出・還付									
聴聞続行・再開									
聴聞調書等閲覧請求									
放置違反金納付命令取消事由の確認②	確認日	年 月 日			取消事由の有無			有・無	
	告知等	年 月 日			反則金納付確認			有・無	
	内容								
処分年月日	年 月 日								
決定日数	日間								
処分執行年月日	年 月 日								
運転禁止期間	年 月 日から 年 月 日まで								
処分執行者	所属	階級等			氏名				
使用制限命令違反等									
処分執行依頼	依頼日	年 月 日							
	依頼先								
標章除去申請									
備考									

第2号様式 (第6条関係)

鹿公委交指第 号 年 月 日	
公安委員会 殿	
鹿児島県公安委員会 印	
車両使用制限命令事案移送通知書	
下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に自動車の使用の本拠地を有するものでありますが、当公安委員会において放置関係の使用制限に該当すると認められる事案を発見したので、当該事案に係る関係書類を添えて通知します。	
事業所名及び所在地	
使用者の氏名	
処分対象行為等の年月日	
処分対象行為等の種別	
添付書類及び通数	

報 告 ・ 資 料 提 出 依 頼 書

鹿公委交指第 号

年 月 日

警察署長 殿

鹿児島県公安委員会 印

道路交通法第75条の2の2第2項の規定による車両の使用制限処分について必要があるので、下記の者から次の事項について報告又は資料の提出を求め、その結果を報告されたい。

記

- 1 対象者
自動車の使用の本拠

使用者の住所

使用者の氏名

- 2 報告又は資料提出の理由

- 3 報告すべき内容又は提出させるべき資料

第4号様式(第8条関係)

報告・資料提出結果報告書

交 第 号
年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

警察署長 

年 月 日付け鹿公委交指第 号による報告又は資料提出の結果
は、下記のとおりであるので報告する。

記

- 1 対象者
自動車の使用の本拠

使用者の住所

使用者の氏名

- 2 報告又は資料提出の結果

鹿公委交指第 号

車両の使用制限命令に関する意見照会書

年 月 日

殿

鹿児島県公安委員会 印

次のとおり、道路交通法第75条の2第2項の規定に基づき、車両の使用制限命令を行う予定であるので、意見があれば 年 月 日までに、文書をもって回答願います。

なお、期日までに回答がない場合には、意見がないものとして取り扱います。

記

1 対象者
事業所名

所在地

代表者氏名

2 処分理由等
別紙のとおり

取扱者の氏名及び電話番号

(裏)

処 分 の 理 由		
処分の年月日 (予定)	年 月 日	
処分の期間 (予定)	日 間	
処 分 に 係 る 車 両	登 録 (車 両) 番 号	
	使 用 の 種 別	
そ の 他 参 考 事 項		

第6号様式 (第10条関係)

受 領 書

年 月 日付け 第 号による「車両の使用制限命令に関する聴聞通知書」1通を確かに受領いたしました。

年 月 日

住 所

氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

出席の有無 出 席 ・ 欠 席

鹿児島県公安委員会 殿

道 路 交 通 法 に 基 づ く 聴 聞 の 公 告

鹿公委交指第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

記

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当 事 者 住 所

氏 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

道 路 交 通 法 に 基 づ く 所 在 不 明 者 の 公 告

鹿公委交指第 号

道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づく公開による聴聞を次により行う。当事者の所在が不明のため行政手続法第15条の3項の規定により当事者に対する通知は、この告示をもって代える。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 印

記

1 聴聞の期日 年 月 日 時 分開始

2 聴聞の場所

3 当 事 者 住 所

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

5 その他

聴聞に関する事項を記載した書面は、当事者から請求があればいつでもこれを交付する。

第9号様式 (第10条関係)

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住 所

氏 名

権 利 放 棄 書

私は、 年 月 日付け鹿公委交指第 号の通知書による聴聞について
はよく分かりました。

この聴聞については、出席し意見を述べる権利を放棄します。

第10号様式(第12条関係)

(表)

交付年月日 交 付 番 号	
車 両 の 使 用 制 限 書 鹿児島県公安委員会 印	
命 令 の 年 月 日	
使用者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所	
使用の本拠の位置	
車両の番号標の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日から 日間 年 月 日まで
運 転 禁 止 の 理 由	

(裏)

- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に鹿児島県公安委員会に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

交第 号

車 両 使 用 制 限 処 分 執 行 報 告 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

警察署長 印

車 両 の 使 用 制 限 書 の 交 付 日 時	年 月 日 時 分
同 上 交 付 場 所	
被交付者の住所、氏名	
標章を貼付した車両 の 番 号 標 の 番 号	
処 分 執 行 し た 警 察 職 員 の 官 職 ・ 氏 名	
備 考 〔処分執行の際における特異動向等について記入する〕	

鹿公委交指第 号

車両使用制限処分執行依頼書

公安委員会 殿

鹿児島県公安委員会 印

下記の者に対する車両の使用制限命令に関する処分の執行を依頼します。

使用制限書番号		第 号
被 処 分 者	車両の使用者の氏名 (法人にあっては、 その名称及び代表者 の氏名) 及び住所	
	車両の番号標の番号	
執行依頼の理由		
添 付 資 料		☐ 使用制限書 通 ☐ 標 章 通 ☐ その他 ()

第13号様式(第12条関係)

自動車使用制限処分執行通報書 鹿公委交指第 号 年 月 日 公安委員会 殿 鹿児島県公安委員会 印 下記の者に対する自動車の使用制限に関する処分の執行をしたので通報します。 記	
使用制限書番号	
被 処 分 者	事業所名
	所在地
	使用者の氏名
	自動車の登録 (車両) 番号
執行依頼の理由	
処分の執行をした 警察署長等	